

第七十号議案

江戸川区国民保護協議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区国民保護協議会条例の一部を改正する条例
江戸川区国民保護協議会条例（平成十八年三月江戸川区条例第二十七号）の
一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七十人」を「八十人」に改める。

第五条第二項中「任命する」を「任命し、又は委嘱する」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

組織改正に伴い、江戸川区国民保護協議会の委員の総数を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。